

木造住宅の耐震化支援制度のお知らせ

木造住宅の
耐震化支援制度

事前に申請！

令和7年7月より
補助対象拡充

市では木造住宅の耐震化を促進するため、以下の支援を実施しています。

申込期間や申請方法等は「各補助制度のチラシ」や「市ホームページ」をご確認ください。

拡充

対象住宅の
主な条件

耐震改修 平成12年5月31日以前の建築基準のもの

解体 昭和56年5月31日以前の建築基準のもの

○ 市内にある在来工法・2階建て以下の木造住宅

※居住者のいない空家も申請可能です！（H12：2000年、S56：1981年）

補助制度等

案内ページ



無料耐震相談会（机上での簡易診断）年4回開催予定

令和7年度 6/5（木），7/14（月），8/23（土），10/2（木）

※事前予約制 予約状況等により日程を変更する場合があります。



耐震改修

① 耐震診断

（現地調査による耐震性の判定）

最大10万円を補助

② 耐震改修計画書作成

（改修箇所の検討・設計）

⇒計画作成費の1/2

最大5万円を補助

③ 耐震改修工事等

（工事・現場立会）

⇒工事費等の1/2

最大93万円を補助



解体

① 簡易耐震診断

（簡易的に倒壊の危険性を判定）

最大3万円を補助

※補助を受けずに自身による
診断も可能

② 解体工事

⇒工事費の1/2

最大50万円を補助

基本額30万円＋加算額各10万円

<加算条件>

(1) 非課税世帯の場合

(2) 空家の場合



「耐震改修」「解体」のどちらも難しい場合

額UP

防災ベッド・防災シェルターの設置

⇒設置費用の2/3 最大30万円（ベッド）、45万円（シェルター）を補助

ブロック塀等
撤去

地震時のブロック塀等の倒壊被害を予防するため、撤去費を補助します。

対象：道路に面する60cm以上の高さのブロック塀等

補助金額：最大20万円（通学路等は最大30万円）



問い合わせ

海老名市 住宅まちづくり課 ☎046-235-9392
〒243-0492 海老名市勝瀬175-1

R7.7作成

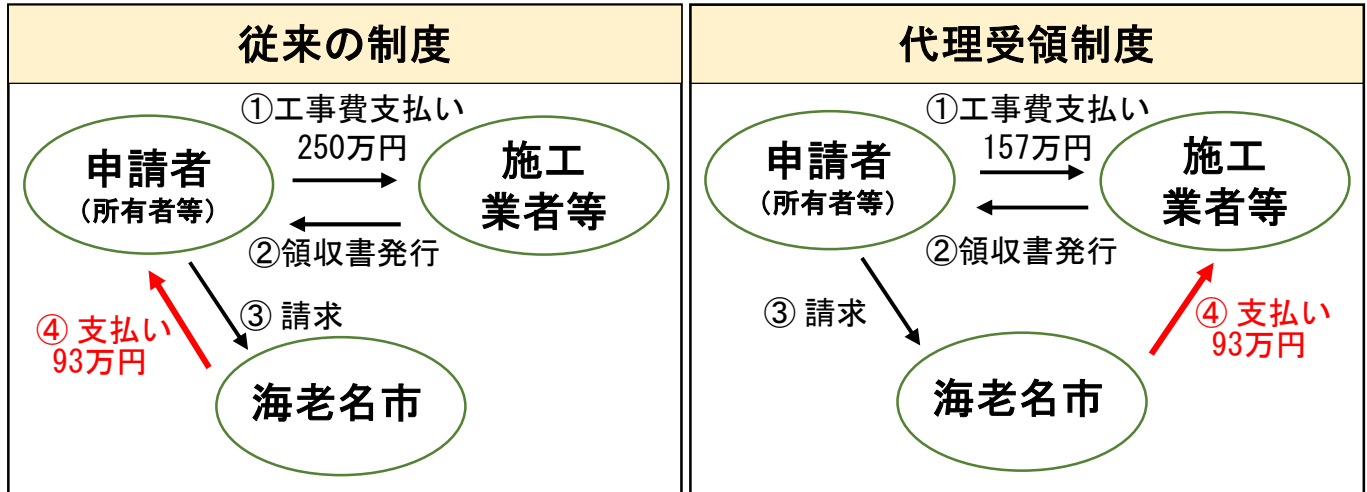
代理受領制度が利用できます※本チラシに記載されている補助金全てが対象

【代理受領制度とは】

令和7年度
から開始！

申請者の委任を受けた施工業者等が補助金の受領を代理で行うことができる制度です。代理受領制度を利用する場合は、申請者は施工業者等に工事費等と補助金の差額のみを支払うことになります。

※本制度を利用するには、施工業者等（診断士や施工者）との合意が必要です。利用を希望される場合は、契約する予定の方とよく話し合ってください。



（例）工事費250万円の例

【リ・バース60】

利子補給制度利用できます （令和7年7月1日～）

原則60歳以上の方が住宅の耐震改修工事を行うとき、土地や建物を担保に借入を行うことができる住宅金融支援機構の「リ・バース60」を対象とした利子補給制度を開始します。

利子補給制度とは？

市補助金を利用して、「リ・バース60」にて借入すると、借入申込時に70歳以上の方はご存命中月々の支払いゼロで自宅の耐震改修工事が可能になります。

詳しくは次の取扱金融機関までお問い合わせください。

・横浜信用金庫 専用窓口
TEL 045-680-6925
【平日9:00～17:00】

倒壊したブロック塀等

過去の地震では、倒壊したブロック塀等の下敷きになる被害が発生しています。



大谷石の塀
（東日本大震災）



ブロック塀
（能登半島地震）

耐震シェルター・防災ベッド

地震により住宅が倒壊した場合でも安全な空間が確保できます。



耐震シェルター



防災ベッド